

みやこだより

VOL.46
2019.5 発行
発行者 岡本秀巳
編集者 谷田香織

株式会社 **都ハウジング**
京都市伏見区深草キト口町 30-12
TEL 075-643-3191
MAIL info@miyako-h.co.jp

『令和』におもう

「厳しい寒さの後に見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が明日への希望とともに、花を咲かせることができる日本でありたいとの願いを込めた」これは新元号を令和と発表した際の首相談話です。

安倍さんが選んだとしてうなずけるところであり、“令和”から受ける印象により国民と社会に一定の影響があるとしても、令和の時代を創るのは市井に生きて働く私達であろうと考えます。戦中に生を受けた身としては、何よりも不戦平和を心から願っており、身命を懸けて守りたいものです。

上皇さんは、3年前の82歳の時に譲位の意向を示され、この度の代替わりに至りました。私はこの5月で75歳になりましたが、まだ未到達と思っており、社員役員の助けを得て引き続き精進を重ねる所存であります。何かとお目だるい点が出てくるかと存じますが、皆様から叱咤激励を賜り“老活”のひとつのパターンとして営みを続けてまいります。

令和のスタートにあたり、皆様とともに大きく咲く花を楽しみにおもうところです。

(岡本 秀巳 社主)



旅行記～ベトナム・ホーチミンへ～

工務を担当しております、藤田と申します。先月、繁忙期も一段落しましたので有給休暇をとって3泊4日で妻と二人でベトナム（ホーチミン）に行ってきました。アジアは韓国、台湾に次いで3度目です。日本では味わえないことを、沢山経験してきました。



まずは、暑い！気温37度、湿度98%もあります。暑い国は建物の中に入ると冷房がよく効いている所が多いのですが、ここベトナムは例外でした。現地の人曰く、「電気代が高いので冷房が効いている所は少ない」とのこと。車とバイクでどの道路も1日中渋滞していますが、夜になるとバイクは昼よりももっと増えてきます。これも家には冷房がない所が多いので、バイクで走り回り涼んでいるそうです。その他、歩道の至る所で大勢の人が小さなイスに座ってしゃべっているのも、涼んでいるからだそうです。そうなるともう夜の10時を過ぎても道路はバイク、歩道は人だらけです。

一番驚いたことは、横断歩道が渡れない！車もバイクも絶対に止まってくれません。勇気を出して渡っていても、目の前やすぐ後ろを平気で車やバイクがビュンビュン通り過ぎます。信号のある所も平気で無視して走ってきます。道を渡るのも命がけです。

こんなすごい所ですが、いい所も沢山ありました。まずは、物価が安い。食事も500円もあれば、お腹いっぱいになります。料理も辛すぎず、甘すぎず、すべて美味しいです。特にバイミーと言ってフランスパンに野菜やハム、パクチーなどはさんだ物は美味し過ぎて4回も買って食べてしまいました。缶ビールもスーパーで40円位から売っています。ただ、お店でビールを頼んだ時、常温の缶ビールとジョッキに氷が入って出てきたのには苦笑いしました。

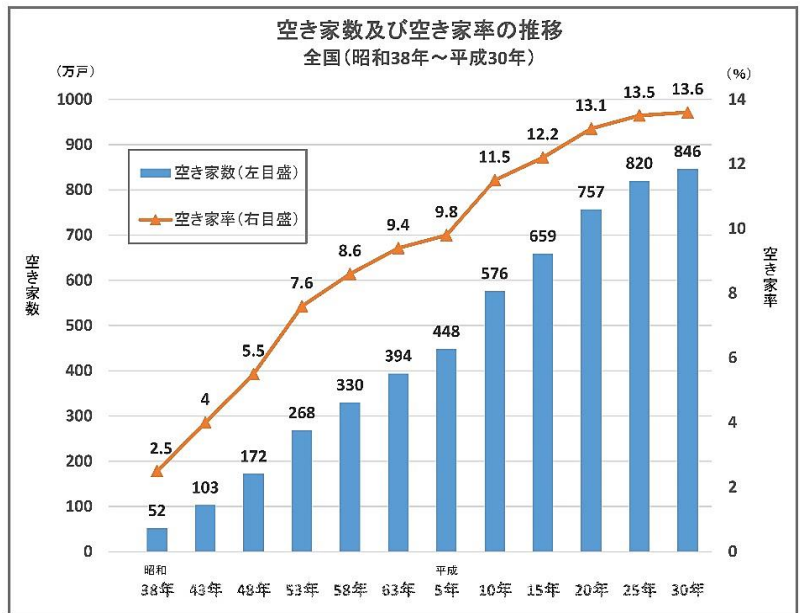
私はどこへ行ってもあまり観光には興味がなく、現地の料理を食べることと現地のスーパーで買い物することが旅の目的です。その点では大満足の旅でした。

(藤田 繁雄 工務)

空き家の最新状況と管理について

当社では現在、8名の「空き家相談士」が在籍しています。また、京都市より任命を受けた3名の「京都市・地域の空き家相談員」がいます。

ご存知の通り全国的にも「空き家」が年々増加しており社会問題となっています。先日発表された平成30年住宅・土地統計調査（総務省）によると、全国の総住宅数は、約6242万戸と、5年前の前回調査と比べ179万戸（3.0%）増加し、この内空き家数は846万戸と26万戸（3.2%）増加しており、全国の住宅のうち7戸に1戸以上の割合で「空き家」が存在しています。また、空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は、13.6%と0.1%上昇し、過去最高となりました。（右図参照）



資料：総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」



「空き家」は4種類に分けられ、その中で問題になっているのが売りにも貸しにも出しておらず、定期的な利用がなされていない状態の「その他の住宅」です。これが問題視されるのは、他の「空き家」と比べて所有者が管理する動機が弱い点で、この為管理不全になることが多く今後急速に増加すると予想されています。「空き家」の取得原因は相続が半数以上を占め、その中で所有者（相続人）が何もしない「管理不全な空き家」が増えてきており、防災性（屋根・

外壁の落下・倒壊・崩壊・火災の恐れ）、防犯性（犯罪の誘発）、ごみの不法投棄、衛生の悪化・悪臭の発生（蚊・蠅・スズメバチ・鼠・野良猫の発生等）、風景・景観の悪化、その他（樹枝の越境・雑草の繁茂・落ち葉の飛散等）といった問題の発生に繋がっています。このように「その他の住宅」の「空き家」は、何もしないで放置してしまうと「管理不全な空き家」となってしまい、近隣にご迷惑をかける“負資産”となりますので「空き家」について早目にご相談されるようお勧めします。

最近当社では、昨年に親から相続した「空き家」について海外在住の方から相談がありました。お聞きしますと現在は活用（貸したり・売却したり）するつもりはないとの意向でしたので、「空き家の管理」の必要性をプレゼンし、管理業務を受託いたしました。「空き家」を所有されている方は、「空き家の活用」「空き家の管理」について、当社へご相談をいただきますようお願いいたします。（空き家相談士 松岡 英樹 常務）

【定休日】

5月 15日（水）
6月 12日（水）
19日（水）